

# 安心できない自民党の勝利：沖縄を狙う「認知戦」と「法律戦」の罠

国内の「油断」から  
「国際的な外圧」への変質



## 自民党の「慢心」が 生む統治リスク

選挙結果を「解決済み」と過信  
することで、地方との対立再  
燃や民意の乖離を招く恐れ。

「オール沖縄」の  
国連シフトと先住民族化



活動の場を国際社会へ移し、  
基地問題を「先住民族への  
人権侵害」として訴え、  
日本への外圧を形成。

中国が仕掛ける  
「沖縄主権剥奪」の罠

## 中国による 「先住民族認定」 の政治利用

国連の誤った勧告を利用し、  
日本国内の分断と「沖縄独立論」  
を煽る認知戦を展開。

## ポツダム宣言を 悪用した「法律戦」

第8項を恣意的に解釈し、  
沖縄の地位を不安定化させ、  
日米安保の正当性を根底から無効化。



# 【断言】中国は「対日戦争」を発動した

**日中友好は永遠に終わった**

**理由①: 10月 国連での  
「沖縄＝先住民」認定発言** ✓

**理由②: 高市早苗氏叩きと連動した  
「ポツダム宣言」遵守要求** ✓

**これは外交ではない。  
「戦後秩序の解体」を狙う戦争だ。**



## 共同通信 10月22日

- 国連総会第3委員会（人権）にて、中国代表が「沖縄の人々から先住民に対する偏見や差別をやめるよう促す」と一方的に主張した。
- 中国によるこの発言は、日本や欧米諸国が中国の人権状況（ウイグル問題等）に懸念を示したことに対する反論として行われた。
- 日本側はその場で「自由、民主主義、基本的人権は日本の揺るぎない基盤だ」と反論した。

## 八重山日報 10月23日

- 中国側が「沖縄県民は先住民」とする主張を国連で行い、その内容を公式サイトに掲載したことを詳報。
- 記事内では、2013年に中国共産党機関紙が「琉球の主権は未解決」とする論文を掲載した経緯に触れ、今回の発言との関連を指摘。
- 専門家は、中国が「人権」を口実に沖縄の主権を揺るがそうとする動きを「危険な兆候」とであると分析している。

# 八重山日報 10月29日

- 沖縄地方議員連盟が県庁を訪れ、玉城知事に対し、中国の「先住民」発言に抗議し、県民が日本人であることを明確に発信するよう要望書を提出した。
- 要望書では中国の主張を「内政干渉」と断じ、知事が否定しないことが中国の主張を補完し、現在の危機を決定的に悪化させていると批判した。
- 国際社会に対し、沖縄の立場について「誤った認識」や「誤解」を与えないよう、県としての明確な立場表明を求めた。



## 沖縄に関する主な国連勧告(抜粋)

年月日	委員会	重要部分の抜粋
2008年 10月30日	自由権規約 委員会	国内法によってアイヌの人々及び琉球・沖縄の人々を先住民族として明確に認め、彼等の文化遺産及び伝統的生活様式を保護し、保存し、促進し、彼等の土地の権利を認めるべきだ。通常の教育課程にアイヌの人々及び琉球の人々の文化や歴史を含めるべきだ。
2010年 4月6日	人種差別撤 廃委員会	委員会は、沖縄における軍事基地の不均衡な集中は、住民の経済的、社会的及び文化的権利の享受に否定的な影響があるという現代的形式の差別に関する特別報告者の分析をあらためて表明する。
2014年 8月20日	自由権規約 委員会	締約国(日本)は法制を改正し、アイヌ、琉球及び沖縄のコミュニティの伝統的な土地及び天然資源に対する権利を十分保障するためのさらなる措置を取るべきである。
2014年 9月26日	人種差別撤 廃委員会	締約国(日本)が琉球の権利の促進及び保護に関連する問題について、琉球の代表との協議を強化することを勧告する。
2018年 8月30日	人種差別撤 廃委員会	締約国(日本)は琉球を先住民族と認識し、その保護のための措置を強化し、適切な安全性を確保するよう勧告する。女性を含む琉球/沖縄の人々を暴力から保護し、加害者に対する適切な訴追と有罪判決を確実にするよう勧告する。
2022年 11月3日	自由権規約 委員会	締約国(日本)は、琉球先住民族のコミュニティやその権利を認めず、沖縄の人々が自由で十分な事前の情報に基づいて自身に影響を与える政策に参加できる状況をつくっていない。抗議やデモに対する過剰な制約や、沖縄で抗議行動をする人たちの不当逮捕があるという報告を受け、懸念している。中国人、(被差別)部落民、琉球人、特に韓国人や在日コリアン」を対象とするオンライン、オフライン両方での広範な人種差別的言説が続いていることを懸念する。ヘイトスピーチを明確に犯罪とすることなどを求める。

# 証拠：国連人種差別撤廃委員会（CERD）が日本に突きつけた要求

2025年12月2日付で国連CERDが公表した対日審査課題リスト（CERD/C/JPN/QPR/12-14）は、中国のナラティブが国連の公式プロセスに組み込まれている決定的な証拠である。

## [Quote Box 1 - English]

“Please indicate the efforts made by the State party to consider its position regarding the recognition of the Ryukyu/Okinawa as Indigenous Peoples and the specific barriers preventing the State Party from giving legal or constitutional recognition and protection to Ryukyu/Okinawa who self-identify as Indigenous Peoples.” (Paragraph 33)

## [Quote Box 2 - English]

“Please provide information on consultations undertaken with the Ryukyu/Okinawa people in relation to the construction of the U.S. military base in Okinawa, including Henoko-Oura Bay...” (Paragraph 34)

## [Quote Box 1 - Japanese]

「自らを先住民族と自認する琉球・沖縄の人々を先住民族として承認することに関する締約国の立場を検討するために払われた努力と、琉球・沖縄に法的または憲法上の承認と保護を与えることを妨げている具体的な障壁を示してください。」

## [Quote Box 2 - Japanese]

“辺野古・大浦湾を含む沖縄の米軍基地建設に関連して、琉球・沖縄の人々との間で実施された協議...に関する情報を提供してください。”

Analysis: これらの質問は、沖縄の人々を「先住民族」と位置づけ、基地問題を「人権侵害」と結びつけることを前提としており、日本の主権の正当性に直接疑問を投げかけるものである。

# 中国国連代表部による対日批判書簡：その言説の裏に隠された日本解体のシナリオ

国連事務総長へ提出

(令和7年12月1日)

抜粋（日本語訳）	日本への致命的な影響とその理由
「…第二次世界大戦の勝利の成果と、戦後の国際秩序に対する公然たる挑戦である。」	【法的地位の剥奪】 日本を「国際秩序を乱すならず者国家」と定義する狙いがあります。これにより、国連憲章の「旧敵国条項」（侵略の再発があれば安保理の許可なく武力行使できる等の解釈）を政治的に正当化し、有事の際の軍事介入の口実を与えかねません。
「…台湾を含む盗取された領土を中国に返還する日本の義務を、とうの昔に確認している。」	【領土主権の剥奪】 「盗取された（奪った）領土」というレッテルは、台湾に留まりません。中国が同様のロジックを沖縄（琉球）に広げ、「沖縄も日本が武力で奪った地であり、返還の義務がある」と主張するための法的な外堀を埋めています。
「（日本政府は）ポツダム宣言第8条に基づく立場を、断固として堅持している。」	【領土範囲の限定と固定化】 日本の領土を「4島（本州・北海道・九州・四国）と連合国が決定する小島」に限定する条項を強調しています。これは、沖縄の主権を確定させたサンフランシスコ講和条約を意図的に無視**し、日本の領土範囲に中国が拒否権を持つとする歴史修正です。
「…非核三原則の変更さえ試み、核兵器導入への道を切り開いている。」	【国際的孤立の誘導】 「日本が核武装を画策している」という偽情報を国連の公式記録に残すことで、日本の平和国家としての信頼を失墜させます。国際社会からの外交的制裁や、日本の防衛政策に対する国際的な包囲網を作る狙いがあります。
「（日本が動かならば）日本側はそこから生じるすべての結果に責任を負うべきである。」	【直接的な軍事脅迫】 「すべての結果」という曖昧な表現で、日本への報復（軍事攻撃や経済制裁）を予告しています。日本の防衛力強化や日米同盟の作動を「挑発」と定義し、日本への攻撃を「自衛」や「正義の行使」として国際社会に納得させるための伏線です。

# 誇らしげに展示される「2014年日中合意」

中国は、この合意を「日本が領有権争いを認めた歴史的成果」として公式に展示し、既成事実化している。



## 展示パネルのタイトル

「2014年11月中日双方は中日関係の処理と改善に向けた四つの原則的共通認識を達成した」

## 分析

日本側が「危機管理」と位置付ける合意が、中国のプロパガンダ施設では「肯定的成果」として展示されている。この事実こそが、現在の中国による尖閣支配を正当化する論理の起点である。



外務省

Ministry of Foreign Affairs of Japan

[本文へ](#) | [御意見・御感想](#) | [サイトマップ](#) | [リンク集](#)

[English](#)

[Other Languages](#)

Google 提供

検索

[外務省について](#)

[会見・発表・広報](#)

[外交政策](#)

[国・地域](#)

[海外渡航・滞在](#)

[申請・手続き](#)

[トップページ](#) > [国・地域](#) > [アジア](#) > [中華人民共和国](#) > [日中関係の改善に向けた話合い](#)

## 中華人民共和国

### 日中関係の改善に向けた話合い

平成26年11月7日

[英語版 \(English\)](#)

✕ [ポスト](#)

[シェアする](#) 15

[メール](#)

日中関係の改善に向け、これまで両国政府間で静かな話し合いを続けてきたが、今般、以下の諸点につき意見の一致をみた。

- 1 双方は、日中間の四つの基本文書の諸原則と精神を遵守し、日中の戦略的互惠関係を引き続き発展させていくことを確認した。
- 2 双方は、歴史を直視し、未来に向かうという精神に従い、両国関係に影響する政治的困難を克服することで若干の認識の一致をみた。
- 3 双方は、尖閣諸島等東シナ海の海域において近年緊張状態が生じていることについて異なる見解を有していると認識し、対話と協議を通じて、情勢の悪化を防ぐとともに、危機管理メカニズムを構築し、不測の事態の発生を回避することで意見の一致をみた。
- 4 双方は、様々な多国間・二国間のチャンネルを活用して、政治・外交・安保対話を徐々に再開し、政治的相互信頼関係の構築に努めることにつき意見の一致をみた。

# 論理の根幹：ポツダム宣言が引用するカイロ宣言の条項

## ポツダム宣言 第八項



「カイロ宣言の条項は、**履行せらるべく**、又日本国の主権は、本州、北海道、九州及四国並に吾等の決定する諸小島に局限せらるべし。」



カイロ宣言が定める  
「履行されるべき条項」



「台湾及び澎湖島の  
ような日本国が清国人から**盗取した**すべての地域を中華民国に返還すること。」

# 解明：主権侵害のメカニズム — 中国海警の行動を正当化する「法的」三段論法



## ステップ1: 前提 (Premise)

2014年合意で日本は「異なる見解(=係争)」の存在を認めた。



## ステップ2: 解釈 (Interpretation)

係争地である以上、中国も「管理・法執行」を行う権利がある。  
日本の排他的管轄権は失効した。



## ステップ3: 実行 (Execution)

日本漁船の操業は「事態を複雑化させる合意違反」。  
よって中国海警による排除は「合意に基づく正当な公務」である。

**結論：** 日本の善意による合意が、中国海警の**侵略行為**を正当化する「**法的根拠 (権限)**」へと転化された。

# タイムライン：沖縄主権剥奪の最終段階は既に発動している (2025-2027)

中国の「主権剥奪」とは、軍隊の上陸ではない。日本が気づかないうちに法的・倫理的な外堀を埋め、「戦わずして」沖縄を日本のコントロールから切り離すプロセスである。

## Phase 1: 法的包囲の完了

現在 ~ 2026年3月

国連人権理事会 (HRC) 会期。  
CERD質問状を武器に「日本は反論できない (植民地支配を認めた)」と国際社会で弾劾。

Outcome: 法的反論権の完全喪失。

## Phase 2: 外交的権威の剥奪

2026年6月

国連脱植民地化委員会 (C-24) で沖縄が議題に。

Outcome: 施政権の正当性剥奪。

## Phase 3: 政治的結論

2026年9月

国連総会で「自己決定権承認」決議が採択。

Outcome: 領土主権の政治的否定。

## Phase 4: 軍事的無力化

2027年以降

台湾有事の際、国連決議を盾に「琉球の中立」を要求。

Outcome: 防衛権の行使不能。

2026年3月：防御の機会を失う最終期限



# 国際社会で語られる「琉球主権剥奪の物語」の全貌

## Part 1: 華やかな王国の終焉と植民地支配 (Level 1: 情動)



独立した琉球王国は日本に併合され、文化を奪われ、「捨て石」にされた。

## Part 2: 日米による密約と裏切り (Level 2: 論理)



SFPTは、ポツダム宣言の「植民地主義の清算」を妨げる日米の違法な密約である。

## Part 3: 終わらない抑圧と「独立」の大義 (Level 1 & 2: 統合)



日本復帰後も基地と差別は継続。反米・反日の独立運動が続いている。

## Part 4: 国連とポツダム宣言への収束 (Level 3: 出口)



日本は国連の「先住民族」勧告を拒否。これは日本がSFPTを隠れ蓑に植民地主義を継続する動かぬ証拠である。

## 参考人：琉球立法院議員 平良 辰雄

沖繩は曾ては独立して日本本土との関係におきましてはあいまいな地位に置かれていたこともありましたが、これは同じ大和民族でありながら地理的関係からそういつたようなことになったもので、本土においても藩があり、藩主が割拠していたことと大した変りはないと我々は思っております。

明治維新に際しまして本土では藩を廃して県を置き中央政府が確立されましたが、琉球は明治五年統合され琉球藩を置かれましたが、明治十二年には藩を廃して沖繩県となり、ここで完全に他の府県と同様に日本の一地方となつたのであります。爾来今日まで七十有余年もはや日本国民として渾然融和し、国民としての権利も義務も平等であり、個人的にも地方的にも何の差別もなく日本国民としての矜持を持つて来たのであります。日本国民のすべてが必勝を念願していたごとく、私たちも必勝の信念を以て沖繩作戦に際しましては防衛軍と共に戦い、そのために戦死した老若男女の数は十五万に及んでいるのであります。

併しこの戦争の犠牲になつた住民も祖国を恨んで死んだような人は一人もおりません。然るに戦争の結果は母国から切離され、国際的孤児といつたようなあいまいな地位に置かれるということとは我々としては誠に忍びがたいものがあるのであります。

今次大戦の沖繩戦におきましては、四十七万の非戦闘員中十五万人の死者を出し、あらゆる財産は潰滅し、文字通り焼土と化した沖繩ではあります。どうやら今日の復興を見るようになりましたのはアメリカの援助によるものでありますので、住民は反米感情は持つていないのであります。母国からは何ら顧みられず、殊に戦争犠牲者やその遺族に対して何の手当もしてくれず、ほつたらかしにされたので、つくづく淋しい思いをさせられたのであります。

併しながら、これも母国から分離されたためであつてみれば、敗戦国民の悲劇として諦めるよりほかはなかつたのであります。それはそれとしまして、我々はどこまでも愛国の念を捨てず、日本人としての矜持を持ち続けて来ておるのであります。私どもは米国が施す恩恵よりも母国に強く抱かれて離れたいのであります。どうぞ冷たい母にならないで下さいと訴えるのであります。この離れたくないということは単に民族的感情ばかりからではなく、経済的にも、文化的にも一環としての繋りを持つことが我々の永遠に生きる道であると我々は固く信じておるのであります。

# 吉田総理に提出した即時復帰、信託統治絶対反対の署名



一般社団法人

日本沖縄政策研究フォーラム  
Okinawa Policy Research Forum of Japan

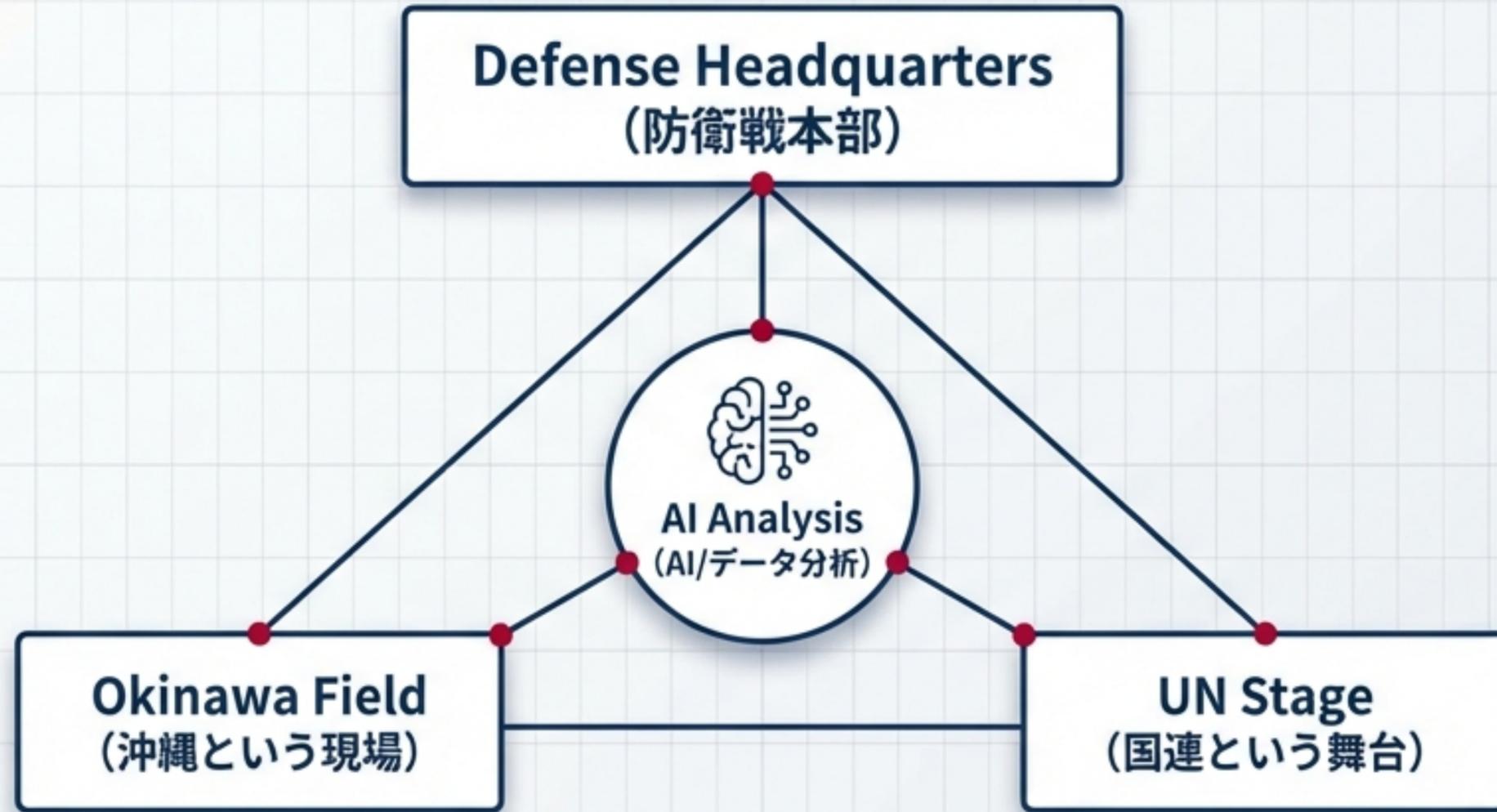
# 戦略的処方箋：「ナラティブ領域防衛基本法」

国家として「情報の盾」を法制化せよ



# 実行部隊：日本主権ナラティブ領域防衛戦本部の創設

官民の壁を超えた「ハイブリッド戦」の司令塔



- **二正面作戦**：「現場」の防衛と、「国際舞台」でのロビー活動の同時遂行。
- **AI活用**：ナラティブ分析AIによる、プロパガンダの早期検知と論破。
- **攻めの広報**：受け身の訂正ではなく、日本の正当性を世界に発信するインテリジェンス機能。

# 結語：主権とは「物語」を語り継ぐ責任である

国を守るとは、領土を守るだけではない。

先人が命を賭して繋いできた「日本の記憶」を守り抜くことだ。

我々の代で、この物語を途絶えさせてはならない。

真実の歴史を武器に、日本と沖縄の永遠の繁栄をここに誓う。

**「闘いは今、ここから始まる。」 完**